

受け忘れていませんか？特定健診・若者健診・後期高齢者健診

年に1回の健診で、自分の体の状態を確認しましょう！

●7月から町の各種健診を実施します

健診は、自分の体の状態を確認する大切な機会です。

健診を受けることで生活習慣病を早期発見することができれば、生活習慣の見直しなどを相談し、保健指導を受けることで生活習慣病の悪化を防ぐことにつながります。生活習慣病は自覚症状が出にくく、気付かないうちにゆっくりと確実に進行している場合があります。症状が出てから対処すると、入院や手術、長期にわたる治療やリハビリなど莫大なお金がかかってしまうことになります。

健診で病気を未然に防ぐことは、快適な毎日を送るだけでなく、医療費の節約にもつながり家計への手助けにもなります。

町では、7月から町総合保健福祉センターで特定健診、若者健診、後期高齢者健診などの各種健診を実施します。

町の健診では、国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者などの受診費用を町が一部負担します。個人負担も少なく済む町の健診をぜひご利用ください。

健診名	実施期間	対象者	個人負担金	健診内容
特定健診および若者健診	7月1日（火）～7月6日（日）	本町の国民健康保険に加入している20歳～74歳の人	1,000円（町負担約8,020円）	体格検査・血液検査・尿検査・血圧測定・心電図検査・医師の診察など
後期高齢者健診	8月21日（木）～8月25日（月）	75歳以上の人および一定の障がいがある65歳以上の後期高齢者医療被保険者	800円（町負担約8,000円）	体格検査・血液検査・尿検査・血液測定・心電図検査・医師の診察など

※上記の健診と併せて「がん検診」も実施します。「がん検診」は検査の種類で対象年齢と個人負担金が異なります。詳細は、町健康推進課（町総合保健福祉センター内）までお尋ねください。

●健診の電子申請受付について

令和3年度から電子申請サービスで健診の申し込みができるようになりました。6月16日（月）までに電子申請サービスから申し込んだ人は7月に実施する健診をご案内します。6月17日（火）以降の申し込みは、町健康推進課に直接お尋ねください。

●町の健診を町公式ウェブサイトで紹介しています

住民健診について詳しく掲載していますのでぜひご覧になり、お得に健診を受けましょう。

【お問い合わせ先】

- ・町住民生活課

☎096-234-1113（内線108）

- ・町健康推進課（町総合保健福祉センター内）

☎096-235-8711

詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください▶



年金生活者支援給付金制度について

■年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

■支援給付金の受給資格対象となる要件

受給の対象となるには、次の要件をすべて満たしている必要があります。ただし、いずれの場合も障害年金などの非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

- 老齢基礎年金を受給している人
- ・65歳以上であること
- ・同一世帯全員が町民税非課税であること
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が78万7700円以下であること

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

- ・前年の所得額が472万1000円以下であること

※給付額は扶養親族などの数に応じて増額されます。

■請求手続きについて

○新たに年金生活者支援給付金を受給できる人

受給対象となる人には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し、提出してください。

○これまで年金生活者支援給付金を受給していた人

日本年金機構が引き続き支給要件に該当しているか確認し、支給することとなっています。

支給金額が変更となる人には「年金生活者支援給付金支給金額改定通知書」が、不該当となる人には「年金生活者支援給付金不該当通知書」がそれぞれ送付されています。不該当の人で住民異動などにより受給要件に該当する場合は、再度請求ができます。

▼お問い合わせ先

熊本年金事務所
☎096-367-2503

町住民生活課

☎096-234-1113
(内線104)

甲佐町情報公開条例の運用状況

甲佐町情報公開条例（平成13年甲佐町条例第20号）第26条の規定により、令和6年度の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表します。

区分 実施 機関名	公文書の開示					審査請求				
	請求 件数	処理状況				請求 件数	処理状況			
		開示	部分開示	不開示	その他		開示	部分開示	不開示	その他
町長	28	22	4	0	2	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	22	4	0	2	0	0	0	0	0

【お問い合わせ先】 町総務課 ☎096-234-1140（内線225）

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

電気柵・ワイヤーメッシュ柵 設置事業費補助について

有害鳥獣により農地における農作物被害が相次いでおり、深刻な問題となっています。

このような中、有害鳥獣による農作物被害の低減に向けて、有害鳥獣の個体数低減に努めているものの、被害の大幅な低減にはつながっていません。

被害低減を図るためには、捕獲に頼るだけでなく、被害農家が自ら進んで被害防止対策に取り組む意識「自衛意識」が必要です。

町では、有害鳥獣による農作物被害を防止するために最も有効な手段の1つである「電気柵・ワイヤーメッシュ柵」に係る経費の一部を補助する事業を行っています。

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（（社）甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

▼補助対象者と補助対象経費

①補助対象者

町内に住所を有し、町内に農地を有する者で、3戸以上による共同の取り組みを行う者。かつ、町税等滞納がない者（世帯員も含む）

※農地の場所によっては例外的なものもありますので、農政課にご相談ください。

②補助対象経費

電気柵・ワイヤーメッシュ柵に係る経費の一部（他の補助制度との重複および併用はできません）。

※自力施工によるものとし、施工費は含みません。

③補助金の額

電気柵等の資材購入費用の5割以内で、1事業につき15万円を限度とします。

▼お問い合わせ先

町農政課

☎ 096・234・1176



ひとり親家庭等の人の 資格取得を支援します！

これから働こうとするひとり親家庭等の人の就業を支援するため、必要な資格を習得するための講習会を開催します。

▼対象者（次のいずれも満たす人）

- ・県内のひとり親家庭の親、子どもおよび寡婦の人（熊本市在住の人を除く）
- ・希望する講習会の全日程に出席可能で、技能・資格取得に意欲のある人
- ・ひとり親家庭世帯である証明書類を提示していただける人

▼開催講座と受講期間

- ①介護福祉士実務者研修
・受講期間
6月25日（水）～11月26日（水）
の毎週水曜日（全18回）

※受講会場は、嘉島町町民会館です

が、自宅でのオンライン受講も可

②医療事務講座

・受講期間

令和8年1月10日（土）～3月14日（土）の毎週土曜日（全10回）

③ワード、エクセル、パワーポイント検定対策講座（オンライン）

受講する講座によって期間が違いますので、詳しくはお尋ねください。

▼申し込み方法

熊本県母子家庭等就業・自立支援センターホームページよりお申し込みください。

※お申し込みはこちら▼

▼申し込み期限

①6月4日（水）、②12月20日（土）

③受講講座によって期限が違いますので、詳しくはお尋ねください。

▼お問い合わせ先

熊本県母子家庭等就業・自立支援センター

☎ 096・331・6736



6月1日(日)は
「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を開設するなど、一層の人権尊重思想の普及高揚に努めることとしています。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

▼人権問題についての相談先

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)
☎0570・003・110

失語症向け意思疎通支援者養成講習会を開催します

県では、失語症の方が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、失語症の症状や対応方法を理解したうえで、日常会話の支援や外出場面でのサポートを行う支援者を養成する講習会を実施します。

▼講習会日程

8月から講習開始

▼対象者

自宅か勤務地が県内の人、令和7年4月1日現在で18歳以上の人

▼受講申し込み期限

7月19日(土)

昭和50年ご結婚のご夫婦へ

金婚夫婦表彰のお知らせ

熊本日日新聞社主催で例年執り行われる金婚夫婦表彰に該当するご夫婦を受け付けています。

●該当するご夫婦

昭和50年1月1日から同年12月31日までの間に結婚し、本年度で満50年を迎えるご夫婦

●受付期限

6月13日(金)

●申し込み方法

該当するご夫婦は、町総務課へ直接お申し込みください。電話でも受け付けます。各行政区での取りまとめは行いませんのでご注意ください。

●表彰式典などについて

8月下旬に熊本日日新聞紙上にご夫婦の氏名・年齢が掲載されます。また、町開催の表彰式を町生涯学習センター・ホールで9月9日(火)に行う予定です。

【お問い合わせ先】

町総務課 ☎096-234-1140(内線222)

詳しくは、熊本県言語聴覚士会ホームページをご覧ください。

※詳細はこちら▼

お問い合わせ先

県障がい者支援課

☎096・333・2235



6月は食育月間です！

「食」は、私たちが生きていくうえで欠かせない命の源です。

県では、県民の皆さんが人生

100年時代を健康で心豊かに生きるため、長寿を楽しむための健康食生活の実現に向けて、食育の取り組みを推進しています。

この機会に、食を楽しむことの大切さやバランスの良い食事、災害時への備えなど、家族や身近な人と「食」について話し合ってみましょう。

▼お問い合わせ先

県健康づくり推進課

☎096・333・2252

traffic safety

事 件 ・ 事 故 件 数

種 別	発生件数	
	4月	年累計
人身事故	0	5
物損事故	16	61
盗難など	3	3

4月30日現在

fire prevention

出 動 火 災 件 数

種 別	発生件数	
	4月	年累計
家 屋	0	0
原 野	0	0
そ の 他	0	0
合 計 件 数	0	0

4月16日～5月15日現在

tax

町税などの滞納処分(4月分)

種 別	件数・金額など
捜 索	0件
差し押さえ件数	2件
公 売 回 数	0回
公 売 件 数	0件
滞納処分関連収入	124,463円

お知らせ

消費生活相談室の開設について

町では、郡内4町と連携して、消費生活相談室を開設しています。

この相談室では、訪問販売や契約上のトラブルといったさまざまな消費者問題に専門の相談員が対応します。相談は無料です。秘密は守られます。

相談室には、最近、高齢者を狙った訪問販売などに関する相談が多く寄せられています。トラブルを未然に防ぐためにも、1人で悩まずにご相談ください。購入してしまった商品や契約書は相談室に持参してください。

▼開設時間

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

※土・日曜日、祝日および年末年始を除きます。

▼開設曜日・会場

●月曜日

益城町役場庁舎2階相談室E

☎096・286・3210

●火曜日

御船町役場庁舎2階会議室

☎096・282・1226

●水曜日

嘉島町役場庁舎1階相談室

☎096・237・1112

●木曜日

甲佐町老人いこいの家ボランティア室

☎096・234・3223

●金曜日

山都町役場1階相談室

☎0967・72・3133

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の額について

令和7年度から特別児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額が変更になります。

▼特別児童扶養手当

・特別児童扶養手当1級

月額56,800円（令和7年4月分から）

・特別児童扶養手当2級

月額37,830円（令和7年4月分から）

▼特別障害者手当

月額29,590円（令和7年4月分から）

▼障害児福祉手当

月額16,100円（令和7年4月分から）

※各手当は所得による支給制限があります。

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

第十二回特別弔慰金の支給について

令和7年が戦後80周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）が支給されます。

▼支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母など）がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給されます。

①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

入れ替わります。

④順位①～③以外の戦没者等の三親等内の親族（おい、めいなど）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方（基本的に同一の戸籍に入っていた方）に限りです。

※順位③、④については、戦没者等の死亡時に生まれていることが前提となります。

▼償還額

額面27・5万円、5年償還の記名国債（年額5・5万円）

▼第1回目償還日

令和8年4月15日（水）

▼請求期限

令和10年3月31日（金）

▼請求・お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

（内線145）

電線付近での感電事故防止のお願い

電線付近での魚釣りは感電事故のおそれがあり大変危険です。釣り糸が電線にかかった場合は、九州電力送配電(株)まで連絡してください。

▼お問い合わせ先

九州電力送配電株式会社

☎0800・777・9435

国勢調査員を募集します

町では「国勢調査員」として調査業務に携わっていただける方を広く募集しています。

国勢調査は5年に一度、日本に住む全ての人と世帯が対象となる最も重要な統計調査です。

統計調査員は、定められた調査期間の中で、1日のうち数時間を調査活動に充てるなど自分で計画して進めることができる仕事です。多くの調査員の協力が必要です。ぜひご応募ください。

※応募詳細はこちら▼

▼お問い合わせ先

町企画課

☎096・234・1115



第74回あゆまつの花火大会 優待席のご案内

あゆまつり花火大会の無料優待席申し込みを次のとおり受け付けます。

▼花火大会日時（予定）

7月27日（日）午後8時20分開始

▼場所および席数

本部テント横（中甲橋グリーンパーク内、ステージ向かって左側）
屋外たたみ席3畳×3ブロック

決定方法

3グループを抽選により決定

▼申し込み期間および申し込み方法

6月9日（月）～30日（月）

町公式ウェブサイトからお申し込みください。

※申し込みはこちら▼

▼お問い合わせ先

町地域振興課

☎096・234・1154



くらし安全

6月9日はロックの日
カギかけて盗難防止！

自転車や車から離れる場合は、わずかな時間でも必ずカギを掛けましょう。

自転車盗の多くが無施錠の状態被害に遭っています。カギを掛けることで被害を防ぐことができる場合も少なくありません。

自宅の敷地内やアパート・団地、学校の駐輪場でも安心せずに駐輪するときは必ずカギを掛けましょう。

また、車内に置いた貴重品をガラスを割って盗む手口もあります。車から離れるときも注意が必要です。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110

上益城郡民体育祭が開催されます

●開催日時 7月12日（土）・13日（日）

●開催場所 御船町を主会場とする上益城郡内

【陸上競技（トラック部門）】

100㍎、200㍎、400㍎、1500㍎、3000㍎、5000㍎

【陸上競技（フィールド部門）】

走り幅跳、三段跳、砲丸投、円盤投、走高跳

【その他種目】

水泳、軟式野球、ソフトボール、卓球、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフ、柔道、剣道、空手道、弓道、銃剣道、相撲 ほか

※種目により年齢制限などがありますので、

詳細は町社会教育課までお問い合わせください。

※出場人数には限りがあり、希望する人全員が出場できない場合もあります。ご了承ください。

詳細は、町公式ウェブサイト
をご覧ください▶



甲佐町スポーツ教室が開催されます

町教育委員会では基本的技能を習得させ、心身の鍛錬を図り、他の参加者との親睦を深めることを目的とし、また町民が気軽にスポーツを楽しめる環境を提供することにより、健康で活力あるまちづくりを目指すとともに、指導者の育成につなげたいと考え、スポーツ教室を開催してきました。

今年度はテニス、ゴルフ、ジュニア馬術、健康ウォーキング、陸上など年間を通して、各種競技の教室を予定していますので、多くの方々のご参加をお待ちしております。

【第1弾】甲佐町テニス（軟・硬式）教室

開催日時 6月25日（水）午後6時30分から

開催場所 熊本甲佐総合運動公園テニスコート

対象者 町内在住小・中学生、高校生および一般の方（一般の方については、町内勤務の方でも可）

【お申し込み・お問い合わせ先】

町社会教育課 ☎096-234-2447（内線323）